

厚労省提示 所得者介護保険料上げ案

厚労省提示 65歳以上 24年度から

厚生労働省は二十一日、
介護保険制度の見直しを巡る論点を社会保障審議会に示し、本格的な議論が始まった。

所得が高い六十歳以上の介護保険料や利用者負担を引き上げる一方、給付を抑えて「制度の持続可能性を高める」(厚労省)ための方策が並ぶ。

部会では、委員から高齢者の生活実態に応じた丁寧な検討を求める声や、介護の質の低下を懸念する意見が出た。厚労省は年内に具体案をまとめる。

介護保険制度は原則二年に一度見直しており、二〇二四年度が改正の時期にあ

たる。急激な高齢化により介護が必要な高齢者と介護費用は増え続けている。六十五歳以上の保険料(全国平均)は〇〇年の制度開始時の一九九〇年一千九百一円から六千四円に増え、今後も増加する見込み。制度を維持するため、負担と給付の見直しが焦点となる。

現在、介護保険の利用者の自己負担は原則一割だが、六十五歳以上で「一定以上」の所得がある人は「現役並みの所得」がある。厚労省の狙いは、所得に応じた「応能負担」の強化で、所得基準を見直し、「割負担、二割負担となる

人を増やしたい考えだ。
また、六十五歳以上の保険料負担は、現在も所得に応じて支払う額が決められているが、負担可能な人はより多く負担してもらうような基準になるよう検討を進める。

負担増の一方で、介護の質の低下につながりかねない論点も盛り込まれている。要介護1・2の人への訪問介護などのサービスは、介護保険から自治体が実施する事業への移行を検討する。国の一連の基準から外れ、NPOやボランティアなど多様な主体がサービスを提供できるようになる。
委員からは、応能負担の必要性を認める声の一方で、高齢者の生活実態や物価高騰などの社会情勢を把握した上で、丁寧な議論を求める意見も出た。自治体への移行については「市町村で受け皿ができる状況ではない」と反対が相次いだが、「保険給付の増加を抑制する観点から移行すべきだ」という意見もあった。

- ① 40歳未満にも保険料を払う人を拡大
- ② 低所得の施設入居者の食費・居住費の負担軽減(補定給付)見直し
- ③ 介護老人保健施設などの多床室(相部屋)の室料を保険給付の対象外とし自己負担導入
- ④ ケアマネジメントへの利用者負担導入
- ⑤ 要介護1・2の生活援助サービスを介護保険の対象から外し、市町村の総合事業へ移行
- ⑥ 利用者負担が「2割」「3割」となる人の所得基準の見直し
- ⑦ 65歳以上の高所得者の保険料引き上げ